

大阪地方最低賃金審議会総会

第329回本審議会議事録

1 日 時

令和元年6月17日（月）9時00分～9時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室J

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

平岡委員、丸山委員、横田委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、井口労働基準部長、渡邊賃金課長、西川主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、鎌田監督官、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

(開会 9時00分)

西川主任賃金指導官

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第329回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員4名の計14名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する深井委員、労働者を代表する福西委員、使用者を代表する中野委員、古谷委員は、本日、所用のため御欠席でございます。

会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、まず、大阪労働局長の井上からご挨拶申し上げます。

井上労働局長

おはようございます。大阪労働局長の井上でございます。

皆様方には、日ごろから労働行政の推進につきまして、格別の御支援と御理解を賜り、誠にありがとうございます。また、この度は大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会の委員に御就任をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

初めに、今回の毎月勤労統計調査等の件について申し上げます。

毎月勤労統計調査を初めとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり不適切な取扱いをしていたことにより、国民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

根本厚生労働大臣も申し上げておりますように、私も厚生労働省の一員として、常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計の正確性を棄損したことや、雇用保険等の追加給付が必要となったことについて、大変申し訳なく思っております。

統計の在り方は中央で御議論いただいているところではありますが、対象となる方については、順次お支払いを進めているところであります。

厚生労働省におきましては、今回の事案を真摯に反省するとともに、信頼回復と再発防止に全力を上げて取り組んでまいります。

さて、昨年度の地域別最低賃金の審議におきましては、地域別最低賃金額改定の目安が時間額表示に一本化されて以降最高額となる27円で示される中、中小企業等の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の各種支援措置に関する要請を附帯事項として答申文に盛り込んだ上で、27円引上げの答申をいただき、大阪府最低賃金は時間額にして936円となったところでございます。

大阪労働局は、答申の附帯事項を受け、改定された最低賃金の周知、履行確保、中小企業・小規模事業者への支援策の利活用の促進などに取り組んでおりますが、特に、近年は中小企業・小規模事業者への支援策の利活用の促進が重要な課題となっております。

そこで、大阪働き方改革推進会議の中に「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を設け、推進会議の構成員である関係省庁、地方公共団体、関係団体などと相互連携することで、幅広い最低賃金並びに支援策の周知強化に取り組んでいるところであります。

貴審議会への改正諮問につきましては、今後、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ目安諮問を

行う時期に、速やかに行わせていただきたいと考えております。

なお、本日の総会は、2年ごとの改選期に当たりますことから、会長並びに会長代理の選出と各小委員会等の委員の選出等を主な議題として御審議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様方には、これから夏の暑い時期にかけてさまざま御苦勞をおかけすることになるかと存じますが、今年度も貴審議会の自主性を十分に發揮いただき、ご審議いただきますことをお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

西川主任賃金指導官

では、続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様をご紹介申し上げます。

まず、公益を代表する委員を御紹介いたします。

飯島委員でございます。

衣笠委員でございます。

立見委員でございます。

服部委員でございます。

水島委員でございます。

次に、労働者を代表する委員を御紹介いたします。

狼谷委員でございます。

上山委員でございます。

北畑委員でございます。

黒田委員でございます。

佐村委員でございます。

先ほど御欠席と紹介しましたが、御出席いただきました福西委員でございます。

次に、使用者を代表する委員をご紹介申し上げます。

平岡委員でございます。

丸山委員でございます。

横田委員でございます。

吉田委員でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（1）の会長及び会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第24条第2項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

当審議会では、従来、公益を代表する委員により事前に御協議いただきました結果をこの場で御報告いただき、各委員にお諮りする方法で選出してまいりました。

本年度も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

西川主任賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、公益を代表する委員の協議結果につきまして、立見委員から発表をお願いいたします。

立見委員

それでは、協議しました結果を報告いたします。会長には服部委員、会長代理には水島委員ということになりました。

西川主任賃金指導官

ありがとうございました。

会長には服部委員、会長代理には水島委員との発表ですが、御異議はございませんでしょうか。

(異 議 な し)

西川主任賃金指導官

ありがとうございます。

全会一致で会長を服部委員、会長代理を水島委員をお願いすることに決定いたしました。

それでは、会長に御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

服部会長

ただいま、会長の任につきました服部でございます。座って御挨拶させていただきます。

最低賃金審議会の運営に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、関係法令にのっとりまして運営をさせていただきます。労使を代表する委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から御意見を御開陳いただけるものと思っておりますが、労働局長から諮問がありましたならば、最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めたいと存じますので、何とぞ皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

西川主任賃金指導官

それでは、服部会長、以後の議事進行につきましてよろしくをお願いいたします。

服部会長

はい、承りました。

それでは、早速審議に入りたいと存じます。御手元の議事次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議事（２）の小委員会等の設置についてに入ります。

まず、審議会の運営に当たって審議の進め方並びに問題点を協議する運営小委員会の設置について確認をいたします。

この小委員会の構成は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員2名、使用者を代表する委員2名ということで取り扱ってまいりました。これまでどおりということによろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成によるということにいたします。

小委員会の委員は、大阪地方最低賃金審議会運営規程第3条により会長が指名することとされております。

まず、運営小委員会の公益を代表する委員は、衣笠委員、水島委員と私、服部ということにさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、あらかじめ担当について御検討いただいているようでございましたら、この場で発表をお願いしたいと存じます。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

黒田委員

労働者を代表する委員につきましては、北畑委員と私、黒田のほうで担当させていただきます。よろしくお願いたします。

服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

使用者につきましては、横田委員と私、平岡でお願いいたします。

服部会長

ありがとうございました。

そうしますと、運営小委員会の公益を代表する委員は衣笠委員、水島委員と私、服部と、労働者を代表する委員は黒田委員と北畑委員、さらに使用者を代表する委員は平岡委員並びに横田委員の7名の委員とさせていただきます。各委員の皆様方におかれましては、よろしくお願をいたします。

なお、この会議の終了後、引き続いて第1回運営小委員会の会議を開催することといたします。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、特定最低賃金の改正等の審議の進め方を協議する特別小委員会の設置についてに移ります。

この特別小委員会の構成は、各代表から4名ずつということで取り扱ってまいりました。こちらもこれまでどおりでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成によるということにいたします。

公益を代表する委員につきましては、飯島委員、立見委員、深井委員、水島委員ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ担当者について御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いいたします。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

黒田委員

労働者代表委員につきましては、狼谷委員、北畑委員、佐村委員、そして私、黒田で担当させていただきます。よろしくをお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

使用者を代表する委員につきましては、中野委員、丸山委員、横田委員と私、平岡でお願いいたします。

服部会長

ありがとうございました。

そういたしますと、特別小委員会の公益を代表する委員は飯島委員、立見委員、深井委員、水島委員、労働者を代表する委員は狼谷委員、北畑委員、黒田委員、佐村委員、使用者を代表する委員は中野委員、平岡委員、丸山委員、横田委員の12名の委員とさせていただきます。各委員の皆様方におかれましては、よろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、審議に用いる資料など、審議会運営上の基本的な問題を協議する基本問題協議会の設置に移ります。

この協議会の構成は、各代表から3名ずつということで取り扱ってまいりました。こちらもこれまでどおりでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

それでは、異議なしというお声をいただいたということで、これまでどおりの構成ということといたします。

公益を代表する委員につきましては、飯島委員と立見委員と私、服部ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ担当者について御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いいたします。

黒田委員

労働者代表委員につきましては、北畑委員、佐村委員、そして私、黒田で担当させていただきます。よろしくをお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

使用者の代表につきましては、丸山委員、横田委員と私、平岡で考えております。

服部会長

ありがとうございました。

そういたしますと、基本問題協議会の公益を代表する委員は飯島委員、立見委員、私、服部、労働者を代表する委員は北畑委員、黒田委員、佐村委員、そして使用者を代表する委員は平岡委員、丸山委員、横田委員の9名の委員とさせていただきます。各委員の皆様方におかれましては、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事（3）その他についてに入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

西川主任貸金指導官

2点ございます。

まず1点目ですが、大阪地方最低貸金審議会委員による実地視察の御提案でございます。

本年度は、審議会委員により実地視察を実施することと、視察対象事業者は介護事業者とすることを御提案いたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から、本年度の実地視察につきまして、審議会委員により実施すること並びに視察対象事業者は介護事業者とすることについて御提案がございました。この内容につきましていかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（ 異 議 な し ）

服部会長

それでは、皆様から異議なしということでお声を頂戴いたしましたので、本年度の实地視察につきましては、審議会委員により実施すること並びに視察対象事業者は介護事業者といたします。

事務局にて調整のほどよろしく願いいたします。

西川主任賃金指導官

承知いたしました。

それでは、続きまして2点目、資料4につきまして御説明させていただきます。

まず、資料4-1から4-6は、平成30年8月21日に日に開催されました第328回総会以降に提出されました最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

5ページ資料4-1は、平成31年2月25日付で全日本建設交運一般労働組合大阪府本部及び同大阪トラック部会から提出されました「自動車運転者の『改善基準告示』の抜本改正・法制化等を求める要請書」としまして、トラックの産業別最低賃金（特定最賃）につきまして全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備を求める要請書でございます。

次に、7ページ資料4-2でございます。平成31年3月22日付で全大阪労働組合総連合から「最低賃金審議会委員の公正任命と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」としまして、現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること、専門部会を公開し、専門部会で配布される資料を公開すること、实地視察の内容を明らかにし、結果の報告及び調査に係る資料などを開示すること、大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命することなどが、加盟労組311団体分からの要請書とともに提出されました。

次に、9ページ資料4-3は、平成31年4月4日付で近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会長、大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会長の連名で、「2019年度交通運輸産業政策制度要求申し入れ」としまして、大阪を含む地方経済圏の実態に応じて、トラック運転者の「特定最低賃金制度」を設定できるよう、行政主導で業界に働きかけを要請する申し入れがなされたものでございます。

次に、17ページ資料4-4は、平成31年4月22日付で大阪交通運輸労働組合共闘会議から、トラックの産業別最低賃金（特定最賃）につきまして、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための要件を緩和することを求める要請書でございます。

次に、21ページ資料4-5は、本年5月7日に関西合同労働組合から提出されました最低賃金を1,500円にすることなどを求める「要求書」でございます。

次に、27ページ資料4-6は、全大阪労働組合総連合から「最低賃金時間額1500円以上への引き上げ及び全国一律最低賃金制度の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」としまして、本年6月4日に提出されたものでございます。大阪府最低賃金を時間額1,500円以上、日額12,000円以上、月額24万円以上に引き上げること、生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること、全国・全産業一律の最低賃金制を確立するとともに、最低賃金の日額、月額設定を復活させること、最低賃金審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること、専門部会の全てを公開することなどの要請が、加盟労組283団体分からの要請書及び3,471筆の署名とともに提出されております。

以上の要請文と署名原本を、公益委員のお席の後ろに置いておりまして、御披露させていただいて

おります。

資料4につきまして、以上でございます。

服部会長

ありがとうございました。

ただいまお手元でございます資料4、関係団体からの要請紹介についての御説明がございました。何か質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。御質問がないようですので、先に進めさせていただきます。

それでは、事務局で小委員会等の委員名簿ができ上がっているようでしたら、配付をお願いいたします。また、事務局からほかに連絡事項がございましたら、御説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

ただいまお配りしました委員会名簿に誤りはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の日程につきまして御説明させていただきます。

本日は、この後、引き続き第1回運営小委員会を開催させていただきます。

次回の第330回総会は7月3日水曜日、第1回特別小委員会の後、午前11時からの開催を予定しております。議事としましては、地域別最低賃金の改正決定の諮問、特定最低賃金の改正の必要性並びに改正決定の諮問を予定しております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま、今後の予定も含めアナウンスがございました。

それでは、ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、御意見、御質問がないようですので、以上のように、当面の審議の進め方については先ほどお示ししたとおりですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、そのほか、何かございませんでしょうか。

公益代表、よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、労働者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、特段ございませんので、本日の署名について進めたいと思います。

本日の会議の議事録への署名につきましては、労働者を代表する委員は黒田委員、使用者を代表する委員は平岡委員にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。お疲れさまでございました。

(閉会 9時30分)